

# 事業者のみなさん! 準備は進んでいますか？

平成31年10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係のある制度です。

準備に向けた第一歩として、制度を知ることから始めませんか？

【日時】 平成30年11月20日(火) 15時00分～16時00分

【会場】 池田市民文化会館 小ホール  
(池田市天神1丁目7-1)

【講師】 豊能税務署  
池田商工会議所

※ 会場へのご来場は、電車・バス等の公共の交通機関をご利用ください。どなたでもご参加いただけますが、会場の収容人数を超えた場合は、受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。  
また、説明会当日の13時00分より、年末調整説明会を開催します。なお、各税務署では、随時、軽減税率制度説明会を開催しています。開催予定は、国税庁HPトップページのバナー



主催：豊能納税協会、豊能税務署

問合せ先	豊能税務署	法人課税第一部門
	TEL 072 - 751 - 4122 (ダイヤルイン)	